

(各省各庁の長) 殿

財務大臣   〇〇 〇〇

庁舎等使用調整計画について

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年法律第115号)第4条の規定に基づく庁舎等使用調整計画について、別紙のとおり決定(又は令和〇〇年〇〇月〇〇日付決定を変更)したので通知します。

総括部局長においては、「庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて」(平成19年1月11日付財理第1号)通達記一第3に基づき、当該調整につき、速やかに実施させるよう願います。

なお、入居官署部局長においては、同通達記一第5に基づき、本件に係る移転等の進捗状況について、毎年3月末時点の状況を取りまとめの上、翌月10日までに〇〇財務(支)局長あて報告を、また、移転等が完了したときは速やかにその結果を〇〇財務(支)局長あて提出を、それぞれ行うこととなっておりますので、了知願います。